

平成30年12月25日開会
平成30年12月25日閉会

平成30年12月
甲府地区広域行政事務組合議会定例会
全員協議会会議録

甲府地区広域行政事務組合議会

開会時間 午後 1 時 3 8 分

○議長（鈴木 篤君） ただ今から、全員協議会を開会いたします。

議案審査の前に、花井次長から報告したい旨の申し出がありましたのでこれを許します。

花井次長

○次長（花井 正君） 議案審査前の貴重なお時間でございますが、議長のお許しをいただきましたので、今年の 10 月に発生をいたしました、救急車の帰所途上に於ける緊急走行中の交通事故につきまして、まだ相手方との示談や職員の処分など確定しておりませんが、報道で大きく取り上げられたことから、これまでの経過等についてご報告させていただきます。

事故概要につきましては、平成 30 年 10 月 12 日金曜日午前 7 時ごろに発生した、精進湖トンネル内の交通事故現場へ出動した南消防署玉穂出張所 救急隊が、傷病者を県立中央病院 救命救急センターへ搬送いたしました。

当該事故の救急処置により、救急車内のストレッチャー等へ付着した血痕を清掃消毒するなどの必要があることから、救急隊長の判断で次の事案に備えるため、緊急走行し帰所途上の午前 8 時 54 分ごろ、昭和町西条の昭和バイパス交差点付近を南進中、進行方向左側の渋滞車両の間から出てきた 20 代男性が運転する軽自動車と衝突したものでございます。

救急隊員に怪我はありませんでしたが、軽自動車を運転していた 20 代男性が負傷し、南消防署田富出張所 救急隊が病院に搬送いたしました。

負傷部位にあつては、頸椎捻挫で程度は軽症で約 1 週間の加療が必要ということでありました。

今回の出張所へ帰所する際の緊急走行につきましては、当時、救急隊 9 隊のうち 6 隊が出動していたことから、早急に次の事案に備えるために必要があると、救急隊長が判断して行ったものでございますが、後日検証を行った結果、出張所への帰所は消防法に定める救急業務に当たらないものであり、道路交通法が定める緊急走行は出来ないものと判断をいたしました。

尚、各署に調査を行いました。帰所する際の緊急走行を日常的に行っていたものではございません。

原因につきましては、緊急走行についての認識不足と不適切な行為を行った

場合の職員間の抑止力の不足が原因でございます。

事故後の対応といたしましては、事故の相手方に十分な説明を行い、謝罪をいたしました、職員には所属長から綱紀の肅正を図るよう徹底すると共に、救急隊員に教育研修を行いました、処分につきましては、過失割合や検察庁等の処分結果をふまえ適切に行ってまいります。

今回の事故で、圏域住民の皆さま、関係者の皆さまに多大なるご迷惑をお掛けすることとなり、誠に申し訳ございませんでした。

今後におきましては、再発防止に努め圏域住民の皆さまの信頼が得られるよう、業務に邁進してまいります。

以上です、ありがとうございました。

以上でご報告を終わらせていただきますが、相手方との示談やまた職員の処分が確定いたしましたら、ご報告を改めてさせていただきたいと存じます。

よろしく願いいたします、以上です。

○議長（鈴木 篤君） 以上で報告が終わりました。

この件について、質問はありませんか。

山田 厚君

○議員（山田 厚君） 10月の緊急搬送の件ですが、新聞報道によると、その日の報道と何日か経過して、それから10月の終わりごろと見てみますと、さまざまに消防本部自体のお答えが変わってきていますよね、特に、当日とその後、これは指導部なり消防組織から言って指導系統が、些か、少し問題がある気がしてならないのですが、最初は当然でしょという言い方をされていて、後半は違ってきていると、最後に至っては、当日ゴルフの予定みたいなこんな記事まで載っているわけですが、その点、どうなっているのかお聞かせください。

○議長（鈴木 篤君） 花井次長

○次長（花井 正君） まず、お話をさせていただきますけれども、当日のゴルフとは関係ないということで、職員からの事情聴取を行っております、また、当日、緊急走行が適切であったと判断した件につきましては、当消防本部で規定をしております救急活動というのが出動から帰所まで、ということで、その範囲内ということで適切ではなかったかということで判断をいたしました。

しかしながら、その後、総務省に問い合わせをしたところ、緊急走行ができ

るものについては、救急業務内ということで、出動から病院到着までは緊急走行は出来るけれども、帰所時においては緊急走行が出来ないものということが、後に分かったものでございます、以上です。

○議長（鈴木 篤君） 山田 厚君

○議員（山田 厚君） その辺ですよ、後に分かったというのが、いかにも道路交通法ないし消防法の関係で些か遅すぎるのではないかと感じている、ゴルフに行かなかったのは、当然だと思います。

このようなことが庁内・庁外の報道に流れるのか、消防全体の構成・指揮・展開というものが、ばらばらになっていないかなと思います。

今日、一番の当事者である、当局、南署署長の長田さんがお休みということですが、何かご都合があったのでしょうか。

○議長（鈴木 篤君） 花井次長

○次長（花井 正君） 南署署長の長田次長ですが、腰痛のため数日前からお休みをいただいております、医者の診断で1週間は安静にしていなければならぬと、座ることも立つことも、非常に難しいという内容でございます。

以上です。

○議長（鈴木 篤君） 山田 厚君

○議員（山田 厚君） 健康には十分に留意していただいて、本来ですとこの会議に来て、いろいろ教えていただきたいところは残念に思います。

花井次長にお聞きすることになるかと思いますが、この事件の一つは消防全体の指揮・命令とか考え方の一致、そういうところが一つ問われていると、言っている展開が次々に変わったり、言わなくてよい事まで外部に出るということは、市民の信頼を損ねるものになりはしないかとそれが一点です。

もう一つは、この間、私は、救急車また救急隊の格差があり過ぎるのではないかと、特に南消防署では、出動件数が多くなっている、特にここ2、3年、今年は熱中症の関係等で出動件数が非常に多くなっていると思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（鈴木 篤君） 花井次長

○次長（花井 正君） まず、命令系統でございますが、各所属でしっかりと命令系統は出来ております、ただ、職員も病院からの帰所時に、緊急走行は出来

ないということで、認識はしておりましたけれども、今回の救急隊長の判断で、救急車内に血痕が付着してしまい、住民のために早く戻って体制を整えたいという理由がありましたものですから、それを確認するのに時間が掛かり、職員のことを思わんばかりに、それが先行してしまったのかなと思います。

今回の救急車が不足しているという事ですが、緊急走行につきましては、ご報告させていただきましたが、職員の認識不足と不適切な判断によるものと、また職員間の抑止力も無かったと、というような状態であり救急車が不足しているということではございません。

今後につきましても、市民の信頼を得るため、業務に一生懸命邁進をしてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木 篤君） 山田 厚君

○議員（山田 厚君） このことは、もう少し救急隊長の判断だけではなく、今後の問題として是非、活かしていただきたいと思います。

一つは、本部を含めまして、指揮系統の問題、もう一つは救急車・救急隊の不足があるのではないかと、いただいた資料を見ましても、今回、事件を起こした南署の関係は、30年度の途中までの資料ですと2872件出動しています、しかし、小さい署に関しましては278件の出動で、10分の1以下で平均でも1300で、全体の出動件数が署別によりかなりの偏りがあると、例えば、南署によりますと全体の出動件数の全部で9隊あるうちの、20パーセント以上が南署に偏って、中央署でその1隊が19パーセント、20パーセントです。

私はこの広域という性格から少ないところから引き抜いて、こっちへ持って来いと乱暴なことは、絶対に出来ないので、そうなりますと1隊、2隊増やすことによって、もっとゆとりのある救急活動が出来るのではないかと感じています。

今回特に事件がありました、南署に関しましては、非常にこの間件数は伸びていますし、夏の期間でも熱中症の件数も非常に大きくなっています。

この辺のところも南署は大丈夫、大丈夫と言っているだけでは、なんともならないので、もう一度この展開、カテゴリーをこの増えている状態をどうお考

えかお聞かせください。

○議長（鈴木 篤君） 花井次長

○次長（花井 正君） 山田議員のおっしゃるとおり、偏りはどうしても起きてしまいます。

119番が入ってからの救急車の到着時間等を含めまして、救急車を救急件数の多い地区へ集めてしまうという訳にもまいりません、救急車を増やすことにより、当然、職員の採用もしなければなりませんので、各組織市町の負担にも繋がりますし、我々としては現在の救急隊、通常運用する救急車は9隊でございますけども、それ以外に3台の非常用高規格救急車を保有しております、救急隊9隊が全て出動してしまった場合には、非常用救急車を消防隊が乗り換えて運用するという事になっておりまして、救急車が不足しているという事は、現在は考えておりません。

以上です。

○議長（鈴木 篤君） 山田 厚君

○議員（山田 厚君） この問題は、氷山の一角ではなく、事件として出た問題なので、あまりしつこく言う気はありませんが、この間7、8年言っているのは、消防力指針における一番の基本は、職員の力、マンパワーです消防力と言う三要素、職員の力・マンパワー・設備機械力・水利っていわれてますけども、基本はどこでもマンパワーです。

何回もお聞きしてはいますが、消防力の整備指針において、目指すべき指導、数と言われてはいますが、機械力で言いますと30万ですと救急車1台では足りないという事ですが、一番足りないのは職員数ですよね、山梨県ですとかなり甲府は良い訳ですが、全国平均から言いますと、この甲府ですら低い訳ですよ、全国平均で何人くらい甲府広域は、低いのか数を教えてください。

○議長（鈴木 篤君） 望月企画課長

○企画課長（望月 眞仁君） 全国平均は、現在77.4パーセントであります。

甲府地区消防本部の充足率は69.6パーセント、全国平均まで充足率を上げるには、38人の増員が必要になります、総員は370人となります。

以上でございます。

○議長（鈴木 篤君） 山田 厚君

○議員（山田 厚君） 目指すべき指標が100パーセントのときには、何人でしょうか。

いま、言われたのは全国平均で、38人ということですが、あと何人、目指すべき指標としますと何人でしょうか。

○議長（鈴木 篤君） 望月企画課長

○企画課長（望月 眞仁君） 整備指針でいいます、基準人員数は477人が基準人員数であります。

基準人員数100パーセントに対する、不足人数は145人です。

以上です。

○議長（鈴木 篤君） 山田 厚君

○議員（山田 厚君） 目指すべき数値としますと、145人ほど足りないと、それから、全国の消防本部からみても、甲府広域は38人足りないとはいいましたが、そうしますと、花井次長のお話ですとおかしくないでしょうか、せめて、全国平均並みの38人くらいを人員確保すると、例えば、救急車を1、2台確保しますと20人くらい、必要になってくる訳ですよ。

南消防署と中央消防署に、もう1台ずつくらいあれば、随分、楽な運行になると思います。

これから甲府盆地は、かなり寒くなりますので低体温症・熱中症それから高齢化は全国に先駆けて進んでいるので、足りないとされていますマンパワー基本の消防力38人くらいを年次計画でせめて、進めていうという事が当然ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

その辺は全く駄目ということでしょうか。

○議長（鈴木 篤君） 花井次長

○次長（花井 正君） 職員の増員につきましては、職員の採用計画等がございますので、そちらの方で計画等をしているところでございますが、現時点で職員が足りなくて、災害対応が遅れた、また市民から苦情があった等は、確認をしておりません。

以上です。

○議長（鈴木 篤君） 山田 厚君

○議員（山田 厚君） 甲府の広域で、随分と頑張ってこられた到着時間ですが、

かなり頑張ってもらっていますが、これ以上やっても頭打ちですが、これも立派に頑張っている職員さんのマンパワー、力だと思いますが、これも、環境によって左右されるので、環境が悪くなれば、せっかく頑張っている成果が上がらないどころか、いろいろな問題が起きてくる事は容易に想定できると思います。

29、30年度は良かったかもしれませんが、31、32年度は想定が出来ないと思います、なので、これでもう大丈夫と何故言えるのでしょうか、指針も足りない、全国平均も足りない、ただ、山梨県の平均から見ますと甲府は立派ということだけですよね。

是非、年度計画を立てて行っていただきたいと、強く要望して終わります。

○議長（鈴木 篤君） はい、ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 篤君） なければ、この件に関しましては、以上で終了いたします。

それでは、議案審査に入ります。

全員協議会におきましては、議案第16号から議案第18号までの審査を行います。

はじめに、議案第16号「平成29年度 甲府地区広域行政事務組合 各会計別決算の認定について」当局の説明を求めます。

芦沢事務局次長

○事務局次長（芦沢 岳君） それでは、議案第16号、「平成29年度 甲府地区広域行政事務組合各会計別決算の認定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案目録の1ページをご覧ください。

平成29年度 甲府地区広域行政事務組合各会計別決算につきましては、本年9月14日に、乙黒 環、五味 武彦 両監査委員により、審査を受けまして9月21日付けで、予算執行状況等について、適正である旨の意見が提出されたところがございます。

内容につきましては、お配りいたしました審査意見書のとおりでございます。

各会計別決算について、事務局所管の一般会計、及び特別会計のうち、ふるさと市町村圏事業特別会計、視聴覚ライブラリー事業特別会計、国母公園管理

事業特別会計に関ります、決算の事項別内容について、ご説明を申し上げます。

なお、金額につきましては、決算書に記載されておりますので、一部を除き省略をさせていただきますが、ご理解をいただきたいと思います。

恐れ入りますが、「平成29年度歳入歳出決算書」の1ページをご覧ください。

平成29年度 本組合の歳入歳出決算一覧表でございます。

表の最下欄の合計欄は、一般会計及び4つの特別会計の合計でございます。

予算現額37億9,285万3千円に対しまして、収入済額

37億9,638万1,794円、支出済額37億6,912万5,523円、差引残額2,725万6,271円でございます。

各会計別の内訳につきましては、記載のとおりでございますが、差引残額のうち、一般会計及び消防事業特別会計の合計2,613万1,934円につきましては、財政調整基金へ積み立てをさせていただきました。

なお、国母公園管理事業特別会計の決算剰余金112万4,337円につきましては、今年度予算に繰越をするもので、この繰越につきましては、本定例会へ議案第17号、繰越金の増額に係ります、補正予算案として提出をしたものでございます。

次に、決算書の24ページをご覧ください。

一般会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額5,449万1,546円、歳出総額5,324万7,848円、歳入歳出差引額につきましては、124万3,698円で、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額でございます。

25ページ、26ページをご覧ください。

歳入でございますが、1款1項1目 組合運営費負担金は、組織市町からの負担金でございます。

負担割合につきましては、均等割10%、人口割90%の割合でございます。

次に、2款1項1目 利子及び配当金は、財政調整基金、職員退職手当金支払準備基金、消防施設整備事業等基金の運用利子収入でございます。

なお、当該利子収入につきましては、歳出の基金積立金に計上いたしまして、各基金に積み立てをいたしました。

次の、3款1項1目 財政調整基金繰入金につきましては、一般職職員の給

与改定等に伴い、一般管理費に不足が生じたことから、同基金からの繰入金といたしまして、50万円の増額補正を平成29年12月組合議会定例会において議決いただいたものでございます。

27ページ、28ページをご覧ください。

5款2項1目 雑入は、甲府市福利厚生組合より厚生事業会計の繰越剰余金の一部、事業主負担金の返金、広域行政圏整備推進協議会の廃止に伴う返還金、地方公務員災害補償基金より、平成28年度確定負担金過納額の還付金及び組合事務局の嘱託職員1名分の雇用保険料本人負担分でございます。

以上、歳入合計につきましては、歳入合計欄に記載のとおり、当初予算額、5,422万9千円、補正予算額50万円の増、予算現額5,472万9千円、調定額、収入済額ともに、5,449万1,546円でございます。

次に、29ページ、30ページをご覧ください。

歳出でございますが、1款1項1目 議会費の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

1節 報酬は、組合議員24名分の報酬でございます。

9節 旅費は、議員行政視察研修に係わる旅費でございます。

11節 需用費は、議会会議録の印刷代等でございます。

14節 使用料及び賃借料は、議員行政視察研修のバス借上げ料、及び議員懇話会の会場借上げ料でございます。

次に、2款1項1目 一般管理費でございますが、1節 報酬は、特別職5名分と事務局嘱託職員1名分の報酬でございます。

2節 給料から、4節 共済費までにつきましては、事務局職員4名分の人件費でございます。

11節 需用費は、消耗品費、自動車燃料費、印刷製本費が主なものでございます。

31ページ、32ページをご覧ください。

12節 役務費は、電信電話料及び職員の定期健康診断手数料が主なものでございます。

13節 委託料は、組合例規集データベースシステム 初期構築データ等作成業務 委託料でございます。

1 4 節 使用料及び賃借料は、事務局連絡用自動車と、複写機のリース料でございます。

1 9 節 負担金補助及び交付金は、職員福利厚生組合事業主負担金でございます。

2 5 節 積立金は、事務局職員 1 名分の職員退職手当金支払準備基金への積立金でございます。

次に、2 款 1 項 2 目の公平委員会費でございますが、1 節の報酬は、公平委員 3 名分の報酬でございます。

次に、2 款 1 項 3 目 財政調整基金費から 2 款 1 項 5 目 消防施設整備事業等基金費の 2 5 節 積立金につきましては、先程、歳入の利子及び配当金でご説明させていただきましたが、各基金の利子収入をこれらの基金に積み立てをしたものでございます。

次に、2 款 2 項 1 目 監査委員費でございますが、1 節 報酬は、監査委員 2 名の報酬でございます。

1 1 節 需用費は、平成 2 8 年度歳入歳出決算書、基金運用状況審査意見書及び平成 2 9 年度定期監査報告書の印刷製本費でございます。

以上、歳出合計につきましては、歳出合計欄に記載のとおり、当初予算額 5, 4 2 2 万 9 千円、補正予算額 5 0 万円の増、予算現額 5, 4 7 2 万 9 千円、支出済額 5, 3 2 4 万 7, 8 4 8 円、不用額 1 4 8 万 1, 1 5 2 円でございます。

以上で、一般会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、ふるさと市町村圏事業特別会計につきまして、ご説明申し上げます。

3 4 ページをご覧願います。

ふるさと市町村圏事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入、歳出総額ともに同額の 3 3 4 万 2, 5 9 5 円でございます。

3 5 ページ、3 6 ページをご覧願います。

歳入の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

2 款 1 項 1 目 利子及び配当金でございますが、ふるさと市町村圏基金の運用利子収入でございます。

次に、3款1項1目 ふるさと市町村圏基金繰入金でございますが、基金から繰り入れまして、事業の執行経費に充当したものでございます。

37ページ、38ページをご覧ください。

以上、歳入合計につきましては、歳入合計欄に記載のとおり、当初予算額、予算現額ともに372万5千円、調定額、収入済額ともに334万2,595円でございます。

39ページ、40ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款1項1目 事業費の、主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

8節 報償費は、「ふるさと絵画コンクール」入賞者への記念品及び参加賞でございます。

11節 需用費は、「ふるさと絵画コンクール」での入賞作品を掲載しましたカレンダーの作成等、各種事業に要した経費でございます。

12節 役務費は、電信電話料が主なものでございます。

13節 委託料は、「組合ホームページ」の運用保守業務 委託料でございます。

14節 使用料及び賃借料は、「親子防災体験研修」及び「ふるさと再発見ツアー」のバス借上料でございます。

28節 繰出金につきましては、視聴覚ライブラリー事業特別会計への繰出金でございます。

以上、歳出合計につきましては、歳出合計欄に記載のとおり、当初予算額、予算現額ともに、372万5千円、支出済額334万2,595円、不用額38万2,405円でございます。

以上で、ふるさと市町村圏事業特別会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、視聴覚ライブラリー事業特別会計につきまして、ご説明申し上げます。

56ページをご覧ください。

視聴覚ライブラリー事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入、歳出総額ともに同額の56万3,879円でございます。

57ページ、58ページをご覧ください。

雑入でございますが、2款1項1目 ふるさと市町村圏事業特別会計繰入金により、事業を執行しているものでございます。

歳入合計につきましては、歳入合計欄に記載のとおり、当初予算額、予算現額ともに67万9千円、調定額、収入済額ともに56万3,879円でございます。

59ページ、60ページをご覧ください。

歳出についてご説明申し上げます。

1款1項1目 視聴覚ライブラリー運営費でございますが、1節 報酬は、教育委員会委員5名分の報酬でございます。

11節 需用費は、消耗品費12節 役務費は、郵便料でございます。

次に、2款1項1目 視聴覚ライブラリー施設費の、18節 備品購入費につきましては、視聴覚用の貸し出し教材の購入経費でございます。

以上、歳出合計につきましては、歳出合計欄に記載のとおり、当初予算額、予算現額ともに67万9千円、支出済額56万3,879円、不用額11万5,121円でございます。

以上で、視聴覚ライブラリー事業特別会計の説明を終らせていただきます。

続きまして、国母公園管理事業特別会計につきまして、ご説明申し上げます。

62ページをご覧ください。

国母公園管理事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2,069万5,696円、歳出総額1,957万1,359円、歳入歳出差引額につきましては、112万4,337円で翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額でございます。

63ページ、64ページをご覧ください。

歳入の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

1款1項1目 国母公園管理負担金は、甲府市、中央市、昭和町からの負担金でございます。

次に、2款1項1目 公園使用料は、有料運動施設の使用料及び公園の占有使用料でございます。

次に、3款1項1目 利子及び配当金は、国母公園管理基金の運用利子収入でございます。

次に、5款1項1目 繰越金は、平成28年度の決算剰余金を平成29年度予算へ繰越したものでございます。

このことにつきましては、平成29年12月組合議会定例会におきまして、増額補正の議決をいただき、基金に積み立てをしたものでございます。

65ページ、66ページをご覧ください。

6款2項1目 雑入は、国母公園管理事務所内に入居している、国母工業団地工業会からの光熱水費相当分と国母公園嘱託職員3名の雇用保険料の本人負担分でございます。

以上、歳入合計につきましては、歳入合計欄に記載のとおり、当初予算額1,712万3千円、補正予算額379万1千円の増、予算現額2,091万4千円、調定額、収入済額ともに2,069万5,696円でございます。

67ページ、68ページをご覧ください。

歳出の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

1款1項1目 一般管理費でございますが、1節 報酬及び4節 共済費は嘱託職員3名分の人件費でございます。

11節 需用費は、消耗品費、光熱水費が主なものでございます。

12節 役務費は、電信電話料及び樹木の整枝剪定手数料が主なものでございます。

13節 委託料は、公園内の清掃作業、管理事務所の警備業務などの委託料でございます。

15節 工事請負費は、管理事務所空調機 入替工事に要した経費でございます。

19節 負担金補助及び交付金につきましては、国母工業団地内のグリーンベルト管理に伴う補助金でございます。

25節 積立金は、国母公園管理基金への積立金でございます。

以上、歳出合計につきましては、歳出合計欄に記載のとおり、当初予算額1,712万3千円、補正予算額379万1千円の増、予算現額2,091万4千円、支出済額1,957万1,359円、不用額134万2,641円でございます。

以上で、事務局所管の4つの会計についての、説明を終わらせていただきます。

ご審査のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木 篤君） 続きますして、坂田総務課長

○総務課長（坂田 好保君） それでは、引き続き、平成29年度消防事業特別会計の決算の内容につきまして、説明いたします。

なお、金額につきましては、一部を除き省略させていただきます。

それでは、お手元の資料、「平成29年度歳入歳出決算書」の42ページを、お開きいただきたいと存じます。

平成29年度 消防事業特別会計の「実質収支に関する調書」であります。

歳入総額は、37億1,728万8,078円、歳出総額は、36億9,239万9,842円、歳入歳出差引額は、2,488万8,236円で、「翌年度へ繰り越すべき財源」は、ありませんので、実質収支額は、同額であります。

なお、この差引額につきましては、決算剰余金といたしまして、地方自治法第233条の2の規定により、本組合の財政調整基金条例第2条に基づき、同基金に積み立てております。

続きますして、43・44ページを、お開きいただきたいと存じます。

「歳入 決算事項別明細書」であります。

以下、主なものについて説明いたします。

まず、1款1項1目「消防費負担金」であります。本組合規約に基づく、組織市町からの、常備消防費負担金などを、収入したものであります。

なお、組織市町等からの負担金については、備考欄に記載のとおりであります。

次に、2款1項1目「消防手数料」であります。本組合手数料条例に基づく、危険物許認可申請手数料などを、収入したものであります。

次に、3款1項1目「消防費国庫補助金」であります。緊急消防援助隊登録車両の更新に伴う国庫補助金であります。

補正につきましては、事業費の確定に伴い減額したものであります。

次に、5款1項1目「財産貸付収入」であります。消防本部庁舎及び各署所の自動販売機設置に係る公有財産貸付料であります。

次の、45・46ページを、お開きいただきたいと存じます。

6款1項1目「財政調整基金 繰入金」であります。共済費財源率の改定に係る一般財源の不足に伴い補正により財政調整基金から繰り入れたものであります。

6款1項2目「職員退職手当金 支払準備基金 繰入金」であります。職員の退職手当を、基金から繰り入れたものであります。

補正につきましては、退職者1名の増に伴い増額したものであります。

次に、6款1項3目「消防施設整備事業等 基金繰入金」であります。西消防署救助工作車及び敷島出張所高規格救急車に係る車両整備事業、並びに消防本部・南消防署エレベーター改修工事他の施設整備事業に係る費用の財源として、基金から繰り入れたものであります。

補正につきましては、各事業費の確定に伴い減額したものであります。

次に、8款1項1目「1節 預金利子」であります。歳計現金に係る預金利子を、収入したものであります。

次に、8款2項1目「1節 雑入」であります。中央自動車道等における救急業務支弁金及び山梨県防災ヘリ運航調整交付金などを収入したものであります。

次の、47・48ページを、お開きいただきたいと存じます。

9款1項1目「消防債」であります。西消防署救助工作車及び敷島出張所高規格救急車に係る消防車両更新整備事業、並びに消防本部・南消防署エレベーター改修工事他の施設整備事業に係る費用の財源として消防債を収入したものであります。

補正につきましては、各事業費の確定により減額したものであります。

以上、歳入合計は、最下欄に記載してありますように当初予算額

37億3,880万1千円、補正予算額 2,599万5千円の減額予算現額

37億1,280万6千円、調定額、収入済額ともに、

37億1,728万8,078円であります。

次の、49・50ページを、お開きいただきたいと存じます。

続きまして、歳出について、説明いたします。

以下、主なものについて、説明させていただきます。

まず、1款1項1目「常備消防費」であります。警防・救急・救助活動のほか、人件費、火災予防対策、震災対策、高度情報化対策等、各種消防活動に要した経費であります。

補正につきましては、職員手当等及び共済費の不足に伴い増額したものであります。

はじめに、2節「給料」、3節「職員手当等」及び4節「共済費」であります。消防職員337名分の人件費に要した経費であります。

次に、8節「報償費」であります。火災の早期発見及び初期消火等の消防協力者に対する、表彰記念品などに要した経費であります。

次に、9節「旅費」であります。消防大学校入校や、指導救命士養成研修及び、各種会議の出席などに要した経費であります。

次に、11節「需用費」であります。消耗品費、被服費、自動車燃料費、光熱水費、建物修繕費などが主な経費であります。

次に、12節「役務費」であります。電信電話料や、消防車両の保険料などに要した経費であります。

次に、13節「委託料」であります。財務会計システム構築・運用業務委託料をはじめ、全38件の業務委託に要した経費であります。

次に、14節「使用料及び賃借料」であります。庁内ネットワークシステムの賃借料のほか、各消防署の司令車などのリース料や、複写機などの賃借料に要した経費であります。

次に、18節「備品購入費」であります。空気呼吸器用高圧空気容器や仮眠用ベッド、消防用ホース、小型動力ポンプ一式などの購入に要した経費であります。

次の、51・52ページを、お開きいただきたいと思います。

19節「負担金補助及び交付金」であります。甲府防火協会補助金、山梨県消防学校入校負担金及び甲府市福利厚生組合事業主負担金など、全78件の負担金及び補助金に、支出したものであります。

次に、25節「積立金」であります。本組合の職員退職手当金支払準備基金への積立金であります。

次に、1款1項2目「消防施設費」であります。災害活動の拠点である、消防庁舎の改修や、消防車両の更新整備に要した経費であります。

補正につきましては、工事請負費及び備品購入費における各事業費の確定に伴い減額したものであります。

9節「旅費」であります。消防車両の更新整備に伴う中間検査を、実施するための旅費に要した経費であります。

次に、11節「需用費」であります。西署屈折はしご車のオーバーホールに要した経費であります。

次に、15節「工事請負費」であります。消防本部及び南消防署エレベーター設備改修工事他に要した経費であります。

次に、18節「備品購入費」であります。西消防署救助工作車及び敷島出張所高規格救急車の更新整備、中央署非常用発電設備蓄電池更新に要した経費が主なものであります。

次に、25節「積立金」であります。本組合の消防施設整備事業等基金への積立金であります。

次の、53・54ページを、お開きいただきたいと存じます。

2款1項1目「元金」、及び2目「利子」であります。平成25年度の高機能指令センター改修工事及び消防救急デジタル無線整備事業をはじめ、全22件に係る、消防債の元金償還及び利子の支払いに、要した経費であります。

以上、歳出合計は、予算現額 37億1,280万6,000円、支出済額 36億9,239万9,842円、不用額 2,040万6,158円であります。

以上で、「消防事業特別会計 歳入歳出決算」の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（鈴木 篤君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田 厚君

○議員（山田 厚君） 消防の関係で言いますと、この間、随分と検討をされています、住宅防災診断の具体的なことをお聞かせください、それから、県内の他の消防本部の状況もお聞かせください。

○議長（鈴木 篤君） 宮下警防課長

○警防課長（宮下光夫君） 住宅防火診断の実施状況につきましては、今年度、上半期500件を周りまして、実施できたのが300件、下半期につきましても、609件の住宅防火診断を予定している状況でございます。

また、前年度につきましては、訪問件数939件につきまして、不在を除きますと566件実施したところでございます。

県内の住宅防火診断の実施状況につきましては、公表されているデータもございませんが、ただ、鑑みる状況の中、お聞きする中では若干、実施されている状況です。

以上です。

○議長（鈴木 篤君） 山田 厚君

○議員（山田 厚君） 甲府広域としますと、立派なことを先駆けてやられていると思いますが、県内の状況は具体的には分からないので、少しはやっているということで、分かりました。

それから、建築年数のある出張所の関係です、武田・宮本・中道かなり老朽化が進んでいるはずですが、これらの対応で、特に武田出張所に関しては、開府500年等の事業の関係でどのような状況になっているのか、ご報告をお願いします。

○議長（鈴木 篤君） 望月企画課長

○企画課長（望月眞仁君） ご指摘の「史跡武田氏館跡公有地化計画」に伴う武田出張所の移転等につきましては、全面改築及び新築は原則として認められないものとされておりますが、強制的に移転を求めるものではないとの説明を甲府市教育委員会から受けております。

この状況につきましては、以前と同じく変わっておりません、従いまして、武田出張所につきましては、当面は、現在の場所で建物の機能を保つための改修を考えております。

以上です。

○議長（鈴木 篤君） 坂田総務課長

○総務課長（坂田好保君） 宮本出張所について、ご説明申し上げます。

昭和49年3月に建設し44年が経過しており、その後、幾つかの修繕工事を行っておりますが、本年度、執務室床の改修と外壁塗装を実施しております。

中道出張所につきましては、昭和47年3月に合併前の東八消防本部で建設し46年が経過しております、最新ですと平成29年3月に耐震補強工事と内部改装を実施しております。

今後、両方につきましては、昨年度立ち上げました消防本部庁舎整備検討委員会で検討し、計画的に改修等を行ってまいります。

以上です。

○議長（鈴木 篤君） 山田 厚君

○議員（山田 厚君） この3つの出張所は老朽化が進んでいるということです、是非、それなりの改修と補強を行っていただきたいと思います。

武田出張所につきましては、移動しなくてもというお話ですので、今後、観光地で人が賑わう場所なら出張所があった方が、人為的な安心をもたらすので、いいのではないかと思います、あそこの所はメインストリートですので、どういったものに改修していくか、期待して待っていたいと思います。

それから先にお伺いしました消防力の指針に関してですが、基本的には人員的なマンパワーに関しては、かなりの不足があるわけですが、機械力等に関しましては、ほぼ良いのかと思います。

救急車は30万人ですと、一台くらい少し足りないと、この間、聞いたところですが、山梨県の他の消防本部につきましては、どのような状況でしょうか。

分かる範囲でお答えください。

○議長（鈴木 篤君） 望月企画課長

○企画課長（望月眞仁君） 他の消防本部の充足率についてお答えいたします。

甲府消防本部は69.6パーセントです、都留市消防本部は68.7パーセント・富士五湖消防本部は62.1、大月市消防本部は68.5、峡北消防本部53.2、笛吹市消防本部53.4、峡南消防本部60.2、東山梨消防本

部 6 5 . 7、上野原市消防本部 5 8 . 7、南アルプス市消防本部 5 8 . 8、以上となっております。

○議長（鈴木 篤君） 山田 厚君

○議員（山田 厚君） ざっくりでいいので、マンパワーの方は分かりましたので、機械力の方も平均でよいのでお聞かせください。

○議長（鈴木 篤君） 望月企画課長

○企画課長（望月眞仁君） 機械力の充足率につきまして、ポンプ車につきまして甲府消防本部は 1 0 0 パーセント、はしご車 1 0 0、化学消防車 1 0 0、救急車 9 0、救助工作車 1 0 0 です。

都留市消防本部につきまして、ポンプ車 7 5、はしご車 1 0 0、化学消防車 1 0 0、救急車 1 0 0、救助工作車 1 0 0 です。

富士五湖消防本部につきまして、ポンプ車 1 0 0、はしご車 1 0 0、化学消防車 1 0 0、救急車 1 0 0、救助工作車 1 0 0 です。

大月市消防本部につきまして、ポンプ車 1 0 0、はしご車 1 0 0、化学消防車はございません、救急車 1 0 0、救助工作車 1 0 0 です。

峡北消防本部につきまして、ポンプ車 1 0 0、はしご車 5 0、化学消防車 5 0、救急車 1 0 0、救助工作車 1 0 0 です。

笛吹市消防本部につきまして、ポンプ車 7 1 . 4、はしご車 1 0 0、化学消防車 1 0 0、救急車 8 0、救助工作車 1 0 0 です。

峡南消防本部につきまして、ポンプ車 1 0 0、はしご車 1 0 0、化学消防車 1 0 0、救急車 1 0 0、救助工作車 1 0 0 です。

東山梨消防本部につきまして、ポンプ車 1 0 0、はしご車 1 0 0、化学消防車 1 0 0、救急車 1 0 0、救助工作車 1 0 0 です。

上野原市消防本部につきまして、ポンプ車 1 0 0、はしご車はございません、化学消防車 1 0 0、救急車 1 0 0、救助工作車 1 0 0 です。

南アルプス市消防本部につきまして、ポンプ車 1 0 0、はしご車 1 0 0、化学消防車 1 0 0、救急車 1 0 0、救助工作車 1 0 0 です。

以上です。

○議長（鈴木 篤君） 山田 厚君

○議長（山田 厚君） ありがとうございます。

全般的に小さい消防本部ですが、アンバランスで無い機械力があるということが分かりました。

先話を聞いたのは、住宅診断の方もまだまだこれからということで、私そこで強く見解をお聞かせ願いたいのが、今年の段階で4月1日消防庁の長官から、広域化についての文章が出たと思いますが、甲府広域ではこの広域化につきまして、どのような検討をされてきましたか、現状をお聞かせください。

○議長（鈴木 篤君） 望月企画課長

○企画課長（望月 眞仁君） 消防の広域化についてお答えいたします。

消防行政をとりまく環境につきましては、人口減少の進行により、人的・財政的な資源に限られる一方で、消防は、大規模災害・豪雨災害・火山災害・テロ災害等の複雑化、多様化する災害に適切に対応していかなければなりません。

そのため、国においては、消防体制の整備・確立の方策として、従前より消防の広域化を推進してきたところであり、今年4月に「市町村の消防の広域化に関する基本方針」及び「市町村の消防の連携・協力の基本指針」を一部改正し、引き続き消防の広域化について、推進しているところでございます。

この基本方針等の改正の概要につきまして、消防本部においては、自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間を更に延長し、平成36年4月1日とすること、消防力の現状と分析を見える化を行い、都道府県と連携し、今後の消防体制の在り方を検討すること、都道府県におきましては、リーダーシップを発揮し、これまでの10年間の取り組みを振り返り、概ね10年程度先の消防体制の姿を展望した都道府県計画を再策定すること、将来の理想的な消防本部の在り方を掲げつつ、現実的な広域化の方策を検討すること、国においては、都道府県に赴き広域化について助言すること消防本部等へアドバイザーを派遣し、助言を行うこと、広域化関連事業に対し、所要の財政措置を講ずることなどであります。

当消防本部といたしましても、消防の広域化については、その重要性を認識しておりますので、これらのことを踏まえ、消防力の分析等のため「消防力カード」の見直しを行い、県が今後、策定予定の推進計画の策定に協力してまいりますとともに、他の消防本部と連携・協力ができる業務につきまして、調査・研究を行ってまいります。

以上です。

○議長（鈴木 篤君） 山田 厚君

○議員（山田 厚君） 随分長いこと答弁されたこと、最初の5分の4か6分の5くらいは、全部国が行っていること、その報告・紹介をしていただいたと、最後の3、4行は本組合の心構えを言ってくれたのですが、心構えというより、前回の広域もありましたし、今年度、当初より広域の問題が出された以上、もっと具体的な答弁があるかなと期待しましたが、はっきり言って何もないじゃないですか、それですと今後の広域では連携・協力をどのようにしていくのか、もっと言えば本組合は30万の人口規模なので、本当の意味での広域化は必要なのかどうなのか、その議論もこの間くらいに言っていただかないと、何もないということですよ。

お聞きしますが、この広域化の本組合の中で財政的措置をしますと書いてますが、では、都道府県はどのように言っているのでしょうか、もう1年経っています、その辺お聞かせください。

○議長（鈴木 篤君） 坂田総務課長

○総務課長（坂田好保君） 消防の広域化の準備に対すると費用といたしまして、常備消防運営計画の策定経費が広域化の現時点に必要な経費は、国で特別交付措置の対象となっていることを言っていますが、県と致しましてもそれ以上のことにつきまして、策定計画を策定中でありますので、それが出ないと決まってこないかなと思います。

○議長（鈴木 篤君） 山田 厚君

○議員（山田 厚君） これについては、しっかり落ち着いて対応していただきたいと思います。

木川消防長のときにこの話がでて、結局、県の支援等々何も無いままに、甲府広域はこれでいいんだと、一定の段階ですが本格的な広域化はしなかった訳です、今回もう一回でていますが、私の言いたいことは、甲府広域と他の消防本部では随分、並べてみれば分かりますが、住宅診断も現場到着時間等も含めても力量が違くと、機械力も違うではないかと、そういうところで単純に広域化を進めると甲府の持っている積み重ねてきた財産・人がやがて平準化されてしまうのではないかと危険を感じるころですが、その辺についての

ご心配はあるのでしょうか、県・都道府県にしっかり意見を言うということがないと、先行きが前回と同じになってしまうと思いますがいかがでしょうか。

○議長（鈴木 篤君） 花井次長

○次長（花井 正君） 消防の広域化につきましては、山田議員からご質問がありましたとおり、職員の充足率また給与体系等をはじめとする職員の処遇など各消防本部で格差がございまして、それを解消する処方というのが前回、見出すことができなかつたことから、県内では一本化を諦めた経過がございまして。ただ、先ほど説明を企画課長がいたしました、連携、例えば、緊急情報システム119番の通報システム等を合同で共同運用していくというようなことも、国では話をしておりますので、その辺については、現在、大月・都留・上野原が共同で運用しておりますが、そういった運用の仕方、また、はしご車等、高額になる車両についての共同運用・購入、こういったものも国では勧めておりますけれども、山田議員さんがおっしゃられたとおり、うちが一番大きな消防本部でありますので、今のところ協力・締結する業務がどういったところがあるのか、現在、調査をしております。

以上です。

○議長（鈴木 篤君） 山田 厚君

○議員（山田 厚君） その辺のところを是非、丁寧にしていただいて小さい山梨県ですので、都道府県の援助が無いままに、いたずらに機械的に広域化をするということは、かなり難しいことになってしまう、幾ら議論を積み重ねても、結局、駄目だということになりかねないです。

それから、救急の関係につきまして、本組合の南署・中央署、自体にゆとりがないわけですので、しっかり対応していただき、自ら頑張ると共に、他の消防本部も広域化に向けて頑張ってくださいと、そういう意味でも都道府県に頑張ってくださいことは当然かなと、強くお願いして終わっていきます。

視聴覚ライブラリーにつきまして、今年度、難しい案がでてきて、戸惑っているわけですが、教育委員会を代表されている小林委員長さんにお伺いします、この間、教育委員会としては、視聴覚ライブラリーについて、どのような議論がなされてきたのでしょうか。

○議長（鈴木 篤君） 小林教育長

○教育長（小林 仁君） これまで各町・市でそれぞれの担当者が協議を重ねてまいりました、その結果につきまして、教育委員会に一度ご報告がございましたけれども、更にそれを積み重ねるということですので、今後もまた協議の結果受けまして、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 篤君） 山田 厚君

○議員（山田 厚君） 確かに、視聴覚ライブラリーというのは、今まで大切にされたり市民向けの事業ということで、ふるさと市町村圏事業もそうですが、これについて前回とほとんど29年の段階では教育委員会の会議もされず、29年が過ぎ今年度3月の会議録もいただきましたが、この会議録を見る限りほとんどご紹介に留まっており、尚且つ、会議録でいただいた事務局側が出した文章も、貸し出し件数が随分、減っていると言われていたのですが、昔の16ミリ・ビデオの件数も入れている、DVDの数はそんなに減っていません、こういう資料を教育委員さんに見せる事態もいかがかなと、私は心配します。

規則に書いてありますライブラリーの運営委員会はこの間、開催されてきたのでしょうか、開催回数と内容を教えてください。

○議長（鈴木 篤君） 芦沢事務局次長

○事務局次長（芦沢 岳君） ライブラリーの運営協議会につきましては、以前、備品購入費としてライブラリーの教材費を購入するにつきまして、その都度、開催をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（鈴木 篤君） 山田 厚君

○議員（山田 厚君） 運営協議会ではなく、運営委員会についてお聞きしましたが、規則に書いてあります、委員会についてです、学校教育関係者7名、社会教育関係者7名、視聴覚ライブラリー担当者2名、このようなことは条例の2条に沿って議論するとあり、簡単なことではないと思いますが、どのようになっていますでしょうか。

○議長（鈴木 篤君） 芦沢事務局次長

○事務局次長（芦沢 岳君） 視聴覚ライブラリーの関係の内容につきましては、委員会の中では、特に議論等は行っておりません。

○議長（鈴木 篤君） 山田 厚君

○議員（山田 厚君） これは基本的には、事務局の問題だと思いますが、随分、これに関して乱暴ですよ、この前の予算に関しても役務費・需用費がゼロなんてあり得ないです、教育委員さんを集めるだけでも、電話代や文章代が、かかりますよね、コピー代もかかりますし、30年度も事業を行っていて貸し出しをやっているじゃないですか、どうして電話代・コピー代・紙代等が予算・役務費がゼロなんですか、そのお金はどこからでているのですか。

廃止もいいですが、そのことを丁寧にやらなければ、この二つのふるさとの事業とライブラリーの事業は、市民向け子供向けの事業です、廃止するならそれなりの理由や体力がいるんですよ、一定の事業を廃止するということは、この辺りを事務局長の森澤さんどうでしょうか。

○議長（鈴木 篤君） 森澤事務局長

○事務局長（森澤 淳君） 議員さんがおっしゃることは重々分かっております。私共としては、それぞれ市町で、この組合は3市1町で構成をされておりました、3つの市1つの町、それぞれの総務課長さんを通じて教育行政の方に協議をしていただいた中で、このふるさと市町村圏事業が始まった経過から現在の現状、それから費用構成そういうふうなものも含めた中で、今後どうしていくかということで、お話をさせていただいております。

そのことの中で、小林教育長さんが関連していることを、お話いただきましたが、教育委員会の方へも7月に経過は説明をさせていただきました、今後それぞれの市町と協議を市町の教育委員会も合わせた中で、協議をしまして年明けにもう一度、この問題をどういう方向で進めていくのかも含めまして協議をしていきたいと、いずれにしましても、この事業は基金事業で取り行ってきた形がございます、まず、この基金が枯渇し、原資はお返しをいたしましたけれども、その基金で運営をさせていただいているものが、お金には限りがございますので、一回無くなったところでふるさと市町村圏事業というもの、この基金を使っての事業は無くして、新たに地域連携を含めながら、どのような方向で行っていくかというところを、協議をさせていただいているのが実情でございます。

○議長（鈴木 篤君） 山田 厚君

○議員（山田 厚君） もう一度、小林教育長にお伺いしますが、4月に行われた議論につきましては、この内容で十分だとお思いでしょうか、それとも、とば口だなあ、これからだなとお思いですか、どちらでしょうか。

○議長（鈴木 篤君） 小林教育長

○教育長（小林 仁君） 今後の更なる報告を待って、検証していきますので今の段階で十分、不十分等の判断は出来ませんので、次の段階を踏まえて考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（鈴木 篤君） 山田 厚君

○議長（山田 厚君） そうしますと、森澤事務局長のご答弁はどうしても、不誠実に聞こえてしまいます、残念ながら、これだけ議論をさせていただきましたと言いますが、資料を作ったりというお金はどこから出てくるのでしょうか、ライブラリーの需用費・役務費はゼロじゃないですか、どういうことでしょうか。

その辺りも含めて、丁寧な議論というのはこれからですよ、結論ありきみたいなことで、進んでいて結局ライブラリーの運営委員会も実際行われていない、教育委員さんのお話も先日の会議録を見ますと自己紹介から、あっという間に1年経ち2年経ち、基金のお金が無くなることは、これから何年か経ったら、このことは、仕切り直ししなければいけないと7、8年前から言っていますよ。それをなんで今年にきてこの状態ですか、是非、お願いですから、しっかりした積み重ねをして市民向け、子供向けの事業だからこそ、丁寧な対応をしないとイケないです、利用者に対して、どのようなアンケートを取るとか、調査なんかもしなければいけないです、皆さんの思い込みではなく、森澤事務局長の思い込みっていったら怒られるけど、だからとっとこ進めるということではとこれは大変なことになりますので、今までポスターも何千件も集まってきたし、ふるさと再発見ツアーでも沢山の参加者が来て皆さん喜ばれていたの、そのことも含めて、お金の問題もあると思えますので、丁寧な対応を節にお願いをしまして、要望として終わります。

○議長（鈴木 篤君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 篤君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第17号「平成30年度甲府地区広域行政事務組合 国母公園管理事業 特別会計 補正予算（第1号）」について当局の説明を求めます。

芦沢事務局次長

○事務局次長（芦沢 岳君） それでは、議案第17号、「平成30年度甲府地区広域行政事務組合国母公園 管理事業特別会計 補正予算（第1号）」につきまして、ご説明いたします。

議案目録の2ページをご覧ください。

この補正の内容につきましては、平成29年度決算剰余金を、本年度予算に繰越金として計上し、国母公園管理基金に積立てるものでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、112万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,473万4千円とするものでございます。

次に3ページ、4ページをご覧ください。

歳入でございますが、5款 繰越金は、平成29年度決算剰余金112万4千円を30年度予算に繰越すものであります。

歳出につきましては、1款 公園事業費の一般管理費に112万4千円を追加し、国母公園管理基金に積み立てるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木 篤君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 篤君） これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第18号「甲府地区広域行政事務組合 職員給与条例の一部を改正する条例制定」について当局の説明を求めます。

芦沢事務局次長

○事務局次長（芦沢 岳君） 議案第18号「甲府地区広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正する条例制定について」ご説明いたします。

議案目録の7ページをご覧ください。

また、お手元には、「給与改定の概要」と「新旧対照表」をご用意いたしましたので、合わせてご覧ください。

この条例改正につきましては、本年の国家公務員の給与に関する人事院勧告、並びに山梨県職員の給与等に関する山梨県人事委員会の勧告に鑑みまして、本組合職員の給与につきましても、国・県の内容に準じた改定を行なうこととしたものであります。

お手元の、「給与改定の概要」をご覧ください。

今回の職員の給与の改定内容につきまして、ご説明いたします。

1つ目の「給料表の改定」につきましては、本年度の公民格差を解消するため、給料月額を平均で0.2%を、本年4月1日に遡って引き上げるものであります。

2つ目の「勤勉手当の改定」につきましては、本年12月の勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げ、再任用職員についても同様に0.05月分引き上げます。

年間の期末・勤勉手当の支給月数は4.4月から4.45月に、再任用職員については、2.3月から2.35月に引き上げとなります。

3つ目の「宿日直手当の改定」につきましては、正規の勤務時間外に宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1回に係る限度額を引き上げるものであります。

主な内容としまして、通常の宿日直につきましては、4,200円から4,400円へ、退庁時から引き続く宿日直につきましては、6,300円から6,600円へ引き上げるものであります。

4つ目の「扶養手当の改定」につきましては、配偶者に係る手当額を1万円から6,500円に減額し、また、配偶者のいない場合の扶養親族1人目の手当額について、これまで9,000円でしたが、6,500円に減額するものであります。

この扶養手当の改定につきましては、平成31年4月1日から適用となるものでございます。

5つ目の「平成31年度以降の期末手当及び勤勉手当の改定」につきましては、「2つ目の改定」で引き上げました本年12月の勤勉手当を、来年度以降、その引き上げ分であります0.05月分を、6月期と12月期に均等に0.025月分ずつ配分するものでございます。

また、本年の人事院勧告等により、期末手当につきましても、6月期と12月期が均等になるよう配分するものでございます。

以上が、今回の給与改定の内容となります。

次に、一部改正条例についてご説明いたします。

議案目録の7ページから15ページ、及び新旧対照表では、1ページと2ページをご覧ください。

なお、給料表の新旧は省略させていただいております。

一部改正条例の第1条は、本組合職員給与条例の一部を改正する規定であります。

7ページから15ページまでに、改正後の給料表など、先ほど給与改定の概要でご説明いたしましたもののうち、1から3までの今年度中の給与改定に係わる宿日直手当、勤勉手当、及び給料表の引き上げに関する規定となっております。

次に、議案目録の16ページ・17ページ、及び新旧対照表では3ページから6ページをご覧ください。

一部改正条例の第2条は、来年度以降の給与改定に係わる本組合職員給与条例の一部を改正する規定であります。

扶養手当に係る手当額の変更の規定と、期末手当及び先の第1条で引き上げた勤勉手当の支給割合を6月期と12月期に均等に配分する旨の規定であります。

次に、議案目録の17ページをご覧ください。

一部改正条例に関しての附則でございます。

第1項から第3項までは、施行日及び適用日に関する規定となっております。

次に、第4項につきましては、第1条の改正規定を遡って適用することから、既に支給された勤勉手当、給料等は第1条による改正後の勤勉手当、給料等の内払いとする旨を定めるものであります。

最後に、第5項において、条例の施行に関し、その他必要な事項を規則に委任するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木 篤君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田 厚君

○議員（山田 厚君） このことについては、反対することではありませんが、一応お聞かせください。

宿日直手当の改正の関係で言いますと、当然、女性も入っていると思いますが、女性が安心できるような施設の改善として中央署・南署をやってもらいましたが、今後の計画等がございましたら、一言教えていただければと思います。

それから、扶養手当の改定の問題ですが、残念に思いますのが、全体が一応少しずつ上がっていくなかで、扶養親族の加算額が廃止と、これは自分達が育ててもらったお父さん・お母さん、つまり、お爺さん・お婆さんの方に該当するのかなと思うのですが、ここのところもう少し詳しく教えてください。

○議長（鈴木 篤君） 坂田総務課長

○総務課長（坂田好保君） 先ほどの中央消防署・南消防署につきましては、以前お話のとおり体制は整っておりますが、西消防署におきましては、女性職員の隔日勤務者に対応する施設はございませんが、今後、女性職員の増員に対応できますように、環境整備をまいります。

加えて、今年度、マタニティー執務服などを導入いたしまして、勤務のしやすい環境整備をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木 篤君） 坂本人事課長

○人事課長（坂本竜也君） 扶養手当でございますが、議員がおっしゃるとおり、親が主な対象となっております。

以上です。

○議長（鈴木 篤君） 山田 厚君

○議員（山田 厚君） おやごさんが対応する世帯になる方は、何人くらいでしょうか、現状をお聞かせください。

○議長（鈴木 篤君） 坂本人事課長

○人事課長（坂本竜也君） 申し訳ありません、手元に資料がありませんので、細かい数字が出ておりません。

以上です。

○議員（山田 厚君） また後で、了解いたしました。

○議長（鈴木 篤君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 篤君） これをもって質疑を終結いたします。

以上で議案第16号から議案第18号までの審査を終了します。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

閉会時間 14時58分